

## お知らせ

### ひとり親世帯臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の経済対策として、ひとり親世帯を支援するため、18歳以下（高校3年生まで）の児童のいる方を対象に、臨時特別給付金を支給します。

下記の支給要件を満たしている方が対象となります。該当すると思われる方はこども課または各支所で申請手続き（児童扶養手当受給者は申請不要）を行ってください。申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けをご利用ください。個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください。

提出された申請書等の内容を審査のうえ、後日結果を通知し、該当者へ給付金を支給します。

基本給付：①児童扶養手当受給者について	
支給要件	令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方（養育者含む）
支給額	対象児童1人につき50,000円（2人目以降は1人につき30,000円）
支給時期	8月予定
申請	申請不要。児童扶養手当の登録金融機関口座に支給。 給付金を辞退する方は8月14日（金）までに「受給拒否の届出書」を提出。

基本給付：②年金受給者について	
支給要件	公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当が支給停止（不支給）となり、平成30年の収入等が基準額未満の方（※申立書のフローチャートにより算出）
支給額	対象児童1人につき50,000円（2人目以降は1人につき30,000円）
支給時期	9月以降順次支給予定
申請	申請要。以下提出書類。 ・申請書（公的年金給付等受給者用） ・簡易な収入額（または所得額）の申立書（公的年金給付等受給者用） ・添付書類（本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、収入額が分かる書類等）
申請期間	8月6日（木）から11月30日（月）まで

基本給付：③家計急変者について	
支給要件	児童扶養手当の全部停止の方で新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、1年間の収入見込額（令和2年2月以降の任意の月の収入等（1か月）の12か月分で計算）が基準額未満の方（※申立書のフローチャートにより算出）
支給額	対象児童1人につき50,000円（2人目以降は1人につき30,000円）
支給時期	9月以降順次支給予定
申請	申請要。以下提出書類。 ・申請書（家計急変者用） ・簡易な収入見込額（または所得見込額）の申立書（家計急変者用） ・添付書類（本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、収入額が分かる書類等）
申請期間	8月6日（木）から11月30日（月）まで

追加給付について	
支給要件	上記の基本給付①・②の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し収入が大きく減少した方（※収入減少者が対象のため収入がない方は支給対象外。ただし内定、求職活動等に影響があった場合は支給対象）
支給額	対象世帯1世帯につき50,000円（※児童数に関わらず1世帯50,000円）
支給時期	9月以降順次支給予定
申請	申請要。以下提出書類。 ・申請書（追加給付用）※8月送付の児童扶養手当現況届に同封 ・添付書類（内容を確認できる書類）等不要。
申請期間	8月6日（木）から11月30日（月）まで

※各給付金は1回限りの支給となります。

※給付金（児童扶養手当受給者は申請不要）は期限までに申請いただき審査のうえで対象となった方に支給となります。（※申請いただいても該当とならない場合もありますのでご注意ください）

**問 本庁** こども課こどもG ☎52-1111 内線138

**山支** 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

**緒支** 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111